

議案第60号

寒川町国民健康保険条例の一部改正について

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給期間が終了したことに伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の2及び第8条の3を削る。

第20条第1項第1号中「適用せず、所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年11月10日から施行する。

寒川町国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u>	（削る）
<u>第8条の2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し傷病手当金を支給する。</u>	（削る）
<u>2 傷病手当金の額は、1日につき傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の</u>	（削る）

標準報酬月額の30分の1に相当する額
(その額に5円未満の端数があるときは
これを切り捨て、5円以上10円未満の端
数があるときはこれを10円に切り上げ
るものとする。)の3分の2に相当する
額(その額に50銭未満の端数があるとき
はこれを切り捨て、50銭以上1円未満
の端数があるときはこれを1円に切り上
げるものとする。)を超えるときは、
その額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を
始めた日から起算して1年6月を超えない
ものとする。

(削る)

(新型コロナウイルス感染症に感染し
た被保険者等に係る傷病手当金と給与
等の調整)

(削る)

- 第8条の3 前条第1項の期間において、給
与等の全部又は一部の支払を受けるこ
とができる者に対しては、これを受け
ることができる期間は傷病手当を支給
しない。ただし、その一部の支払を受
けることができる給与等の額が、同条
第2項の規定により算定される額より少
ないときは、その差額を支給する。

(削る)

- 2 前条第1項及び前項ただし書の規定に
かかわらず、傷病手当金の支給は、同
一の事由につき健康保険法、船員保険
法、国家公務員共済組合法、地方公務
員等共済組合法又は高齢者医療確保法
の規定によって、これに相当する給付
を受けることができる場合には行わな
い。

(削る)

- 3 前条第1項の期間において、同一の事
由につき労働基準法(昭和22年法律第
49号)第76条の規定による休業補償若
しくは労働者災害補償保険法(昭和22
年法律第50号)の規定による休業補償
給付及び休業給付を受けることができ
る者又はこれらの法令以外の法令によ
り国若しくは地方公共団体の負担にお
いて給与等の補償に関する給付を受け
ることができる者に対しては、これを

(削る)

受けることができる期間は傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円）とする。この場合において、減額して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法 _____ 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が670,000円を超える場合には、670,000円）とする。この場合において、減額して得た額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等

の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定す

の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定す

る公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （略） (2)・(3) （略） 2～6 （略）	る公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （略） (2)・(3) （略） 2～6 （略）
--	--

附 則

この条例は、令和8年11月10日から施行する。